

平成21年第10回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成21年12月10日(木曜日)

---

議事日程 第2号

平成21年12月10日(木曜日) 午前9時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (22人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
10番	高橋市郎君	11番	久保秀雄君
12番	小野章一君	13番	中村正君
14番	鈴木幸久君	15番	河合幸雄君
16番	鈴木勲君	17番	森下直君
18番	根津公安君	19番	速水一浩君
20番	本多秀律君	21番	倉澤長男君
22番	阿部源三君	23番	傳田創司君

欠席議員 なし

欠番 1名 (9番)

---

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 深代和恵

---

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	教育長	牧野堯彦君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部正君
新治支所長	関章二君	会計課長	高橋武志君
総合政策課長	宮崎育雄君	税務課長	木村一夫君
町民福祉課長	石川晃君	子育て健康課長	木暮勤君
生活環境課長	山賀晃男君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	増田伸之君
教育課長	青木寿君		

**開 会**

午前9時開議

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。  
昨日に引き続きまして、本会議を開きます。

---

**開 会**

議 長（傳田創司君） ただ今の出席議員は、22名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

---

**日程第1 一般質問**

**通告順序第5 7番 原澤 良輝**

1. 県産ニジマス「ギンヒカリ」等で観光の発展を
2. 町の事業は地域の提案を優先することについて
3. 親や子、孫が安心して暮らせる町づくりについて

議 長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、7名の議員より通告がありました。

昨日、4名の質問が終了しておりますので、本日は3名の議員より、昨日に引き続き、順次、質問を許可いたします。

まず、7番原澤良輝君の質問を許可いたします。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 通告に従い、一般質問を行います。

町長におかれましては、当選おめでとうございます。

同じ農林水産省の飯を食った人間として、こういう形で会うとは思いませんでしたが、これからもよろしく願いいたします。

質問の県産ニジマスの問題については、9月の一般質問で取り上げる予定でありましたけれども、鈴木前町長の緊急入院ということで12月に先送りさせていただきました。

たまたま、このギンヒカリの育成に関わった町長という事も、これも何かの縁だというふうに思います。県産のニジマス「ギンヒカリ」等で観光の発展をということです。

スキーの季節になりましたが、昨シーズンのスキー場入場者は約234万人ということで、平成5年のピーク時の約532万人に比べ約半数くらいになってしまいました。

町は春夏秋、そして冬と、年間を通じて自然の恵みを受けており、その恵みを自分たちだけでなく、観光という形態を通じて都会と共有出来ればと考えています。

観光客が増えるという事はこれを通じて、町の農業、商業、工業にも良い影響を与える

と考えております。

方法についてはいろいろとあると思いますが、その一つとして、群馬県水産試験場が開発して、商標を登録した3年性のニジマスの「ギンヒカリ」を活用して、旅館や食堂で食事や土産などで利用していただいて「みなかみ名産品」に育てることです。

さらに地域の清流を利用して、それを養殖することについて、提案したいと思います。

通常のニジマスやイワナというのは、200グラム程度で、焼き魚として利用されていますけれども、このニジマスについては、2年、3年と飼育していけば、1～2kgと大きくなりますが、肉質が低下してきてしまいます。

ところが「ギンヒカリ」については、2年、3年と飼育して、1～2kgと大きくなるまですけれども、肉質が低下してきません。

さらに銀色の光沢を帯びて、外見も良くて、肉も通常川魚というのは白身と思われるのですけれども、肉も赤くて、従来の塩焼きという消費の形態だけでなく、刺身等の高級素材としても利用ができます。

また、群馬県水産試験場の川場養魚センターが育成の主要な役割を果たしたことから、利根郡のPRをしながら、地産地消を進めるのに有効ではないかと考えます。

次に、**町の事業を、地域の提案を優先することについて**ということですが、公共事業については、億単位から何十万円単位まで様々ですけれども、公共事業をよく見ていくと、需要予測がデータラメな推計と言われており、空港や港湾、高速道路などの大規模な事業が目白押しでした。

公共事業には、「景気対策や雇用対策に役に立ったのか」「バラマキ型は借金ばかり作ったのではないか」など、こういう根深いマイナスのイメージも出来てしまったのではないかと思います。

公共事業はムダ使いの象徴というふうなことで、削減もされてきた時期がありました。

国際競争力や都市再生という理由を付けて、さらに大型の公共事業の方に集中をしていたということで、その結果、維持管理や災害対策など、住民の命と安全、暮らしに身近な事業が後回しにされてきてしまいました。

経済が悪化してきて、雇用不安が強まる中で、公共事業は大型から生活密着型の事業に転換していくことが必要ではないかと考えます。

災害や環境、農業、福祉関連、農業就労などの公共事業政策を転換する必要があるのではないかと思います。

京都府では、今年から住民からの提案を募る「府民公募型」の公共事業を始めました。

歩道整備や河川浚渫、ガードレール設置など2300件近い提案が既にあって、1450件を実施することとしているそうでもあります。

地域の身近な安心・安全のための改善箇所を公募して、事業箇所を決定するのに住民参加型の公共事業をする新しい事業手法になっております。

京都などでは、公共事業について、職員が具体的な計画を策定して、議会での承認を得て実施されるものでしたけれども、住民の意向は若干は反映されているものの、役所が中心になっており、決定過程についても不透明との声がありました。

公共事業については、税金を使って、地域住民のために行うもので、主人公は地域の住民だと考えます。

審査会を開いて、技術部門も含めた検討をしながら、その結果も公表して、不採択の理由についても説明する事になっているそうでもあります。

住民に見えやすく、提案が的確・公正に反映されることが、経済性にも留意しながら、スピード感をもって実行することが期待をされております。

町は人口を増やす政策も、住民から期待をされております。新たな住民が要望を出そうとしても、地域の実力者から、「生意気を言うな！」とあしらわれて、失望したという声も聞いております。

その前に、従来の事業で、住民が不便を感じていながら、頑張っている事例もあります。

町の事業の結果、地域住民が不便になっては困ると考えます。

事業の計画については、地元の意見を優先することが必要だと考えると共に、町の事業の結果、不便になったという事が分かれば、住民からの苦情を棚晒したなざらにすることなく、相談しながら、すぐに改修をしてもらいたいと思います。

この件で私も、昨年、ちょっと相談を受けています。大分、年だったので、耳も悪く、聞き取りも大変だったのですけれども、工事の結果、通常でも水が流れていかず、大雨の時は庭に水が溜まり、庭にトイレがあるので、そのトイレにまで水が入っているのですけれども、町に連絡すれば、汲み取りに来てくれるということで、これもこういう事を繰り返していたと。これでいろいろ区の方にも相談をかけてみたようなのですけれども、「最後のお願いなので、至急直して下さい。」という声も聞いています。対応をお願いできればと思います。

次に、**親と子、孫が安心して暮らせる町づくり**ということです。

小学校、中学校の教育については、憲法でも無償が原則となっています。

高校の授業料も政権が変わって、無償化が実現するようになりました。

前の自民党政府については、国連総会で採択された「高校と大学の段階的無償化」を含めた国際人権規約を批准しました。

しかし、「高校と大学の段階的無償化」を定めた部分を、その条項だけ留保しております。

これは条約加盟国の157カ国中、日本、マダガスカル、ルワンダの3カ国だけが留保をしております。

国連は、01年に「世界第二位の経済力があるのに、なぜ認めないのか、早く留保を撤回するように」という勧告を出していますが、まだ撤回をしておりません。

また、これではアフリカのルワンダ、マダカスカルに悪いけれども、アフリカ並みの形になるかなと思います。

また、先進国と言われる「OECD・経済協力機構」加盟国は30カ国ありますけれども、高校の授業料が有料なのは日本、イタリア、ポルトガル、韓国の4カ国だけです。

大学でも授業料を無償化としているのは14カ国でありますし、26カ国は「返還の必要のない給付制奨学金制度」を作っています。

大学で授業料を徴収して、給付制奨学金制度がない国というのは、日本、韓国、メキシコの3カ国だけです。

学費の無償化は、世界の流れにもなっておりますし、「学生が教育で得た教養、知識、技術は、社会発展に活かされるということで、「社会全体を豊かにしてくれるのだから、教育費は社会が負担するのは当たり前」、これが世界の常識になっております。

自民党政府の時に「教育では学生本人が利益を得るのだから、その費用は学生本人が負担すべき」とする受益者負担論ができて、この受益者論というのは世界の流れにも、教育の機会均等を定めた憲法にも違反することになります。

このことについては、子育てにも通じていくと思います。

先の総選挙でも多くの政党が子育て支援を約束しております。

町は子育て支援条例を制定して、小中学校入学時の経費を助成しております。支援体制を強化するために、保育料の無料化もすることも提案をします。

限界集落という言葉がマスコミを賑わしております。

町でも該当する集落がいくつかあると思います。平成の合併の評価についても、各種団体やマスコミから出されておりますけれども、先日11月に全国町村長大会が開かれておりまして、その際に決議をして、朝刊各紙に意見広告を出しました。「効率だけを追求して、市場主義に偏った制度改革で突き進んだら、もう後戻りは出来なくなってしまう」というふうに、意見広告は警告をしております。

町は781㎏と、関東甲信越でも松本市に続き、第2位の広さを持っております。

地域の個性を活かし、自然と折り合う知恵を活かすことが「ふるさと」を守る事になるのではないかと思います。

広いということで、交通弱者である高齢者への交通手段の確保や生活支援について、スクールバスなども利用しながら、検討することを提案したいと思います。

高齢者の福祉と、バス利用促進を目的に、バス回数券購入の制度を町はしておりますけれども、利用枚数が半減しているので、利用し易くすることについても提案をしたいと思いますけれども、20年度の主要施策の成果に関する報告書というのがありますけれども、その57ページに「バス利用促進敬老割引事業」が報告をされております。

3000円のバスカードを2900円で65歳以上の高齢者に斡旋するという事業ですけれども、しかし、バスで買っても、これは2900円で購入できます。

実際に町は、関越バスから2910円でバスカードを購入しております。

実際に町の負担は10円×593枚なので5930円しか負担をしていないと、こういう事業が主要施策の成果とすることに載っております。

利用枚数についても、3年前の1290枚から、助成金が少なくなったという事もありまして593枚と半減をしております。

新たな交通システムが検討されるまで、バスカードについても1枚当たり1000円～2000円の助成をすることにした方が良くと思います。

交通弱者の足の確保とともに、実際には買い物などをする時に買い物できない、一人住まい、こういう方の生活支援についても、町内の商店で高齢者からの注文を受けて、配達するシステムを検討するというを以前、前町長は言っていたのですけれども、その検討をさらにお願ひしたい、以上、質問です。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 原澤良輝議員のご質問にお答えいたします。

さて、今の質問、第1問目、県産ニジマス「ギンヒカリ」の問題であります。

繰り返しになりますが、ギンヒカリそのものについて、ご説明させていただきますと、選抜育種のニジマスで、2年で成熟せず、3年性のニジマスということで、1匹1kg以上、群馬県特産の最高級魚ということでございます。

平成3年に肉質の特異性が確認され、平成14年に商標登録された群馬県としてのブランド品ということでございます。

肉質については、通常のニジマスよりタンパク質が多くて脂質が少なく、舌触りがなめらかで上品な味わいがあるといった特徴があり、刺身を中心に各種料理に使用されていま

す。

現在、県内で60を超えるホテルや旅館等で使用されていると聞いております。

みなかみ町でも、3軒の旅館が食材として取り扱っております。

生産につきましては、群馬県は年間生産量20トンを目標にしておりまして、商品登録時点の平成14年では1.4トンの生産でしたが、昨年20年には16.3トンの生産量で順調に伸びております。出荷先については県内に限定しているというのが実態でございます。

1kg当たり約2500円～2700円ということでございますので、高級志向・本物志向の顧客を主な客としている、一つ上のサービス提供を目指す事業者が活用されているということでございます。

ただ今のご質問では、町内に広めるということですが、ある程度の参加業者を取りまとめた上で、養殖場からの共同購入や共通のメニュー開発といったことについて、していく必要があると考えられるところであります。

ニジマスの養殖場所としては、清涼な溪流、それから豊富な湧水が不可欠でございますので、ご指摘のように町内には適している場所が多々あると思います。

現在、県内の養殖場として、販売用のギンヒカリについては、13箇所で養殖されているということで、利根沼田地区では片品に1箇所、川場に2箇所ということでございます。

養鱒について、事業化をしたいという要望の方がいらっしゃれば、町としても県蚕糸園芸課水産などから情報提供等を行うと同時に、その養殖苗の購入、連絡チャンネルの作成といったことについて支援を考えていきたいと思っております。

次に、公共投資のご質問でございます。

答弁に入る前に、前段のご意見部分に少し触れさせていただきますが、国公共投資、日本全体として、国の骨格づくりで社会資本を整備して行こうという事が戦後あったわけでございますけれども、ご指摘の通り、それが長く続いてきたというのが現状だと思います。

その面につきましては、ある程度、東京、大阪、京都など、東海道幹線を除きますと、地方では、まだその国土の骨格が届いていないという意見があり、この間、そういう方向での実施があったのであろうというふうに、私個人としては考えているところでございます。

一方、翻って当町を見てみますと、広域視点での骨格、つまり例えば、国道17号バイパス等に表されますように、ある程度、実施されておるといのは実態だと思いますけれども、とは申しながらも、町としての幹線であります291号線の改修・改善の必要性もあると思います。

そしてまた、水上地区の支所から奥に入る道については、いかにも脆弱であるといったような骨格上の、町としての骨格、これについてはまだ整備する必要があるのだろうと考えております。

これは関係方面に強く働きかけていきたいと思っておりますし、また合併後の一つのみなかみ町としての体幹と言いますか、体軸と言いますか、中心という意味で言いますと、何度も強調させていただいております都市計画道路、これが町としての骨格であろうと考えており、これについては非常に重要な路線として進めなければならないと考えております。

すなわち町レベルでは、まだ骨格が出来上がっていないというのが私の認識でございます。この辺については、まだ力を入れて行く必要があるかと思っております。

さらにもう1点、京都の事例が指摘されました。

ご存知の通り、京都は都市として1500年以上の歴史を持っている、いわば町づくりとして成熟度の非常に高い地域でございます。必ずしも、先程、ご指摘のあった手法がぴったりとみなかみ町に合うとは認識しておりませんが、ご意見の中で入れるべき事については十分入れていきたいと思っております。

また前段でございました、新たな住民が「生意気を言うな！」といった評価を受けるという事については、地域の実力者、すなわち私の思うところ、議員の皆さん方がその筆頭だろうと思っております。

私はどう感じているかと申しますと、議員各位が地域の非常に細かい声を町政に届けていただいていると考えております。

その意見が新たな住民であっても、反映されているものと思っておりますし、今後とも議員各位のご尽力をお願いしたいと思っております。

さて、地域の提案を優先するという点につきましては、総合計画に基づき、それぞれの分野において、将来的な展望に立って計画策定を行いまして、議会の皆さんともご相談する中で、さらに事業実施にあたっては地域住民の方に周知を図りながら、順次進めてきておるところでございます。

実際、町の事業の結果が、個別の不便を生じては困るという点でございます。

要望等によりまして工事を実施する場合に、現況の把握や、水については下流域や周囲に影響がないか、さらに権利関係についての調査を行って、地元の区長さんを始め関係者からの要望や現状というものを聞き取った上で、緊急性や安全性などを配慮して実施しているところでございます。

この調査の結果に基づきまして、通常の維持費で対応するもの、事業として新規に立ち上げるもの、出来る限り国などの補助事業を取り入れるなどの予算措置を行いましてやっておるところでございます。

工事の進め方は、ご存知の通り、地元説明会を何度か開いた後に実施しているという事でございます。その際、地元要望というものについては、事業目的の補助事業であれば、補助事業の目的、単独事業であっても目的というのがございますので、それとの調整の中で受け入れているというところでございます。

最後にご指摘のありました具体的な問題等については、必要性、対応の可能性ということでももちろん<sup>たなざら</sup>棚晒しにするという事ではなく、早急に対応をして行くということでございます。

さて、これらの点について、事業予算や検討の方法によって、簡単には出来ないといったいろいろな事情があるものもございまして、この辺については、議員さんを始めとして、区長さん等々からの地域の声を受けまして、きちんと検討し、早く出来るものは早くやるという事で今後ともやってまいります。

これらの点につきまして、議員各位におかれましても大所高所から、ぜひご指導をお願いしたいと思っております。

さて、次に子育てということでございます。

高校、大学の無償化の議論がありました。私も大学での経験が長いものですから、このところは、いろいろと話したくなりますけれども、質問通告に従いまして、ここはまた別の機会に意見交換なり、私の意見を述べさせていただければ有り難いと思っております。

幼児の保育料を無料化について、お答えいたします。

保育園については、現在、国の保育料徴収金基準額と比較いたしまして、一人当たり1000円～3万7千円の負担軽減を行っているところでございます。

最高額では月4万円の負担軽減となっております。総額で申し上げますと、平成20年度決算で、運営経費が私立に対する補助金を含めまして、3億1700万円余であり、財源としては、国県支出金が5200万円、そして保育料として負担していただいているのが5900万円、一般財源から2億600万円の支出となっております。

したがって、ご指摘の部分の3～5歳の保育料については、4040万円を父兄から負担していただいているということになります。

幼稚園については、保護者負担が月4000円ということでありまして、

運営経費は全体で1億4000万円かかっておりますので、財源的には国庫補助金100万円、保育料1050万円、一般財源1億2850万円というのが運営の原資でございます。

したがって、3～5歳を無料化した場合については、保育園と幼稚園の両方で5000万円強の一般財源が新たに必要になるという推測ができます。

一方、現在町が行っている子育て支援策については、出産祝金制度、小中学校の入学支援制度、さらには先般、ご議決いただきました季節性インフルエンザ予防接種への補助制度等があり、子育て支援には現況として、積極的に取り組んでいるところでございます。

ところが、来年度からは国において、子育て支援金の創設が検討されているところでございます。

このような事から、新たに設けられる国の制度等を勘案しながら、現行の子育て支援制度や新たな各種事業について総合的に検討する中で、3～5歳児の保育料の無料化や、更なる軽減については検討をしていきたいと思っております。

次に、高齢者のバス割引料の件についてのご質問であります。

**バス利用促進敬老割引事業**についてでございますが、目的には大きく2つあったのであらうと思っております。

1つには、高齢者の福祉の観点、もう1つは、バスの利用促進によるバス路線の確保という2点があったかと思っております。

定期バスの運行につきましては、生活に密着した重要な公共機関として、非常に重要なものであり、運行回数や路線というものの確保を含めて努めていかなければならないと思っております。

そのような中で、改めて申し上げますと、利用者数が減少しております。割引率が低いからだというご指摘もございますが、中山間地域においては、3000円で購入した物が4350円分使えるということで都市に比べて割引率が上がっております。

これは町の負担でない別の部分での公的負担があるのが、その根拠であると理解しておりますけれども、そういう状況でございます。

これにつきましては、まず1点、高齢者でバスが利用できるという方が非常に限られているというのが実態だと思っております。

バス停から坂道を1キロも歩いて、高齢者がバスを利用するというのは非常に難しいという状況を承知しております。

あいにく我がみなかみ町に居住されている高齢者の方は、言ってみれば、バス路線から遠い所に住んでらっしゃる方が多いというふうに承知しております。

端的に申し上げますと、受益者が極めて限られるという点が1点でございます。

そしてまた、人数のご紹介がありましたけれども、ここの部分について力を入れても、バス路線を確保、そのものに明確につながるという確信が持てないという2点がございまして、現況の水準で対応して行きたいと考えているところでございます。

一方、そのバス利用が減った一つの要因として、福祉有償輸送については大変に力を入れてきているところでございます。

ご承知の事でございますけれども、現在、町の福祉課の所管として、利根沼田地域福祉有償運送運営協議会で承認を受けました10事業所の一つとして、町社会福祉協議会が、福祉有償運送事業を登録された運転手・車両で会員に支援を行っております。

また、在宅の重度障害者の方を対象にタクシー運賃の一部として基本料金を援助する福祉タクシー事業、また県立養護学校への通学の児童・生徒に対しても町独自の事業として車輛の運行を行っているところでございます。

また、社会福祉車輛の貸出し、買い物支援につきましては、介護認定を受けた要支援などの方々は、各事業のヘルパー派遣の中で、支援計画に基づきまして、食材の買い物支援というものをやっているところでございます。

後段部分については、町の負担も掛かりますけれども、充実させていく必要があろうかと認識を持っているところでございます。

以上、大きくまとめまして3点にわたり、原澤良輝議員への答弁といたします。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) どうも有り難うございます。

観光地活性化については、特に名案というのが、なかなかなくて、いろいろな方法があると思っておりますけれども、ギンヒカリも一つの方法という事で、徐々に良さが知れ渡ってきているので、ぜひ取り組んでいただけたらというふうに考えます。

町の公共事業のことなのですけれども、町民から苦情を受けまして、一応、いろいろお聞きしながら、町の方にもつないだし、区の方にもつないであります。

ただ、本人がちょっと耳が悪くて、いろいろちゃんとして聞かないと、一枚の紙で通知連絡をしたと、それから話し合い、説明会をしたというふうな事でも済まないのかなというふうにも思います。

ですから、そういう所もあるということで、もう少しきめ細かく対応していただければ有り難いなと思っております。

そこの所をちょっとよろしくお願ひしたいのですけれども。

議長(傳田創司君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) 地域の要望で必要になった道路事業を行った際、現実に地域としては改良前から見れば、道路幅員が広がり、利用効率が良くなったものと思われまして。

しかしながら、個々には宅地や耕地からの道路の出入りが悪くなった、道路排水が宅地や耕地に入ってしまう、また排水が悪くなったなどの苦情等も中には寄せられる事もございます。

地域整備課、町としても住民からの苦情等につきましては十分耳を傾けて、地域と相談しながら、予算の都合もありますけれども、可能な限り補修や改修を進めているところでございます。

先程の老人の方から相談を受けたという箇所につきましても、現状につきましては要望

をいただいてから、現地を確認しております。

その箇所なのですけれども、旧月夜野町時代に確かではありませんけれども、昭和の終わりから平成の始め頃に、当時、農村総合整備モデル事業の集落農道として、農政サイドで整備された道路でございます。

約20年ぐらい経過している道でございますけれども、その間、苦情というものは私は受けていない感じがしております。

この道路は、地域の要望道路として、地元の区長さんを始め、区の建設委員会などが窓口となりまして、地域や地権者との話し合いや説明会も行いながら、整備されたと聞いております。

道路整備では、どうしても高低差ができる場所も出てきます。現在、町で進めている事業についても、なるべくそういう場所については、勾配を少なくしたり、取り付け道路を付けるなど、また道路排水などが低地部に入らないように工夫するなどして整備しております。

現状の場所を見ますと、道路と宅地の高低差が多少あるため、道路排水については庭先の方に入っていないように勾配が付けてあるのですけれども、宅地側に降った雨などが庭先に貯まり、また排水が悪いような状況でございます。

工事に近因してだと思われますけれども、横断側溝等もそこにあるわけですが、宅地の排水と用水路の集水升でちょっと合流しておりますので、そこでも流れが悪いということで、また、その流末が県道の道路側溝に流れ込んでいるのですけれども、そこの勾配も少ないということで、非常に流れの悪い所でございます。

現在、担当とも調整しているところなのですけれども、新たに水路を新設するか、または横断側溝を布設替えするか等をやらないと、それが解消できないような形であるということで、またそれをやったからといって、流れが良くなって排水が出来るかというのも確実ではありません。

もうしばらく検討をさせていただいて、改修等を至急やりたいと思っております。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 本人が耳がちょっと悪いということがありますので、その辺の所をきめ細かく対処していただきたいと思っております。

それから、バスカードなのですけれども、インフルエンザがこの間、今まで2000円だったのが、1000円に負担を下げてもらって、ようやく他町村並みになりましたので、それは有り難いのですけれども、バスカードについても、同じ町村と言うか、地域の町村と同じような形で最低1000円なり、助成していただきたいというふうに考えます。

実際に倍の、元の1200人になったとしても、費用的にはそんなに変わらない、5930円が主要な事業というのも、何となくちょっと格好悪いなというふうに思います。

いろいろありますけれども、そのところをよろしくお願いをしたいと思っております。

議長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町長(岸良昌君) ご指摘のように10万オーダーで出来る事業だと思います。

保育料の無償化の時に1000万円単位の話をしましたけれども、これが主要事業かという事につきましては、当初の目的から言えば、主要事業であったのであろうと思っておりますが、現在の予算規模から言うと、主要事業とはいかがなものかと、同意いたします。

すなわち、それだけの15万、10万オーダーの財源を措置すれば、評価いただけると

いう事業だと分かっておりますけれども、先程申し上げたような視点から、これについては現行の水準に留めたいと、予算の規模が2桁余分に掛かろうが必要なものについては、皆さんとご相談しながらやっていると。

但し、効果が薄いと判断したものについては、現行の水準に留めさせていただきたいということでございます。

---

議 長(傳田創司君) 制限時間を過ぎましたので、これにて7番原澤良輝君の質問を終わります。

---

**通告順序第6 8番 穂 苺 清 一 1. 企業誘致について  
2. 公共下水道事業について**

議 長(傳田創司君) 次に、8番穂苺清一君の質問を許可いたします。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 岸町長には、先の町長選で初当選して、10月30日に就任ということで、町長にとっては、これが初めての定例議会における一般質問になるかと思います。

私の願いですが、すべての町民が主人公である、このみなかみ町を、日本国憲法や地方自治法の精神に基づいて、町民の目線で町政を運営させるよう強く望みたいと思います。

私の今日の質問は2点、通告のとおり、**1つは企業誘致に関する事、2つは公共下水道に関する事**であります。

まず、現在、進行中の愛媛県伊予市のヤマキ株式会社「みなかみ工場」の建設に着手したことについて、これに関する件です。

2008年7月以来、月夜野地区にある町有地を、町は「みなかみ町土地開発公社」に約9325万円で売却し、工業団地造成を進めてきております。

工場建設のための道路も新設すべく、補正予算も組み、工場緑地の面積緩和も決めて、進めてきました。

昨年、11月には町とヤマキとの進出協定も結ばれて、工場用地の売買については、土地開発公社とヤマキで仮契約がされているとのことでもあります。

現地に行ってみると、かなり広い面積で大工事が進んでいることに町民は大きな関心を示しているのが現実であります。

そこで、①として詳しくお聞きしたいのは、このヤマキとの進出協定や、土地売買契約については、内容が詳しく議会に公表されておりませんが、中身についてですね、どうしてなのか、内容を明らかにしていただきたいと思います。

地元企業でない外部からの一定資力があり、全国的に事業展開をしている、いわゆる優良企業の進出には、地元自治体としても地域経済の振興とともに観光にも相乗効果が期待できると誰もが考えるかと思えます。

特に雇用については、町民にとっても安定した就労と生活の糧、労働の現場ですね、これが得られることに対しては、誰もが歓迎すると思えます。

②で、この企業誘致のもたらす観光と雇用について、どういう展望を町として持っているのか、そういうことについても、まずお聞きしたいと思います。

③として、企業誘致の基準についてお尋ねしたいと思います。

承知のように、地方に進出してくる企業には、かなり自治体から恩典が与えられている

のが現実であります。

社会資本の投下ということもありますけれども、地方税等の課税についても、いわゆる減額措置等で同様であります。

その基本的なことは、昔からの「工場立地法」から見れば、大きく発展してきた、そういう形での今回の「企業立地促進法」に基づく、この言葉は略称ですけどもね、一昨年になりますかね、2007年5月に制定されているかと思います。これに詳しくは記載されていると思います。

その建設をする上での特定区域に企業立地するという事業者が作成した事業計画書、図面も含めてですね、これは知事の承認を得て進められているわけで、そういう資料に関しても町の方は取得しているというふうに私は思います。

そういうふうに企業誘致に対しては、一定の厳格な基準もありますけれども、そういう基準に対して町はどのようにお考えなのか、そこら辺を基本的なことになりますけれども、お尋ねしたいと思います。

④として、この現在進行の建設工事が終了すれば、土地建物に加えて、機械設備などが設置されますので、当然、償却資産も含めて、課税されるということになります。

町はすでに、この件については、3年間の公的な固定資産税の免除に加えて、プラス2年の固定資産税の免除、もちろんこれは先程述べました償却資産も含むと私は解釈するのですけれども、それを条例で可決しております。

一体これでヤマキの得る税に対する利益ですね、通常3年であれば、いくらということは大体試算できるのではないかと思います。というのは、すでに事業計画は示されて、町の方にも来ているわけですから、詳細がですね。そういう点で3年、そしてプラス2年でどの程度になるのか、そうした試算した数値をお尋ねしたいわけです。

さらに全体的に考えた場合に、町としての投資になろうかと思えますけれども、道路建設したり、上下水道を作ったり、いろいろあるわけなので、宅地造成から始まってですね、そういう点での総合的な総工事費用というものは算出されていけば、お尋ねしたいと思います。

次は、**公共下水道事業**についてであります。

この問題については、昨日の一般質問の中でも速水議員が若干取り上げられておりますけれども、具体的な名前も出てですね、それにも関係します。

①として、合併前までは水上・月夜野地区でそれぞれ都市計画区域ということで、都市計画法に基づく事業が進められてきているのは承知かと思えます。

その中での下水道の普及というものを地域においては全面に掲げて、謳って進められてきた経緯がありますけれども、すでに20年以上、これは経過しております。

その間は都市計画税も徴収されてきております。

しかしながら、都市計画の区域内であれば、税金は徴収されているわけですけども、実際にはその恩恵に浴さない、いわゆる下水道の普及がされていない、実施されていない、そういう恩恵に浴せないということでの住民の中の不平不満というものは、ずっとこの間うっ積してきております。

すでに旧水上町議会においても、この問題については何回か議員が取り上げられてきているかと思えます。

そこで下水道の整備は、正確な数字は私分らないのですが、まだ50%前後になろうかと思えます。2年ほど前が、48%くらいだったですから、そういう点で現在の進捗状

況について、まずご質問したいと思います。

②として、単独浄化槽、合併浄化槽と公共下水道との関連について質問したいと思います。これは非常に大事な点でございます。

都市計画の区域においても、未だに昔からの汲み取り式トイレであったりとか、汚水処理はトイレだけの単独浄化槽であったりという世帯も非常に多いのが現実であります。

ごく一部の限られた店舗や旅館では単独浄化槽とは別に併設して雑排水の浄化槽を自ら設置して汚水の浄化に努めているところもあります。

そういう所に住んでいる町民が、家が老朽化し、建て替えを必要とする、それでその計画を実施するにしても、区域内であれば、本当だったら使える訳なので、下水道が使えないもので、現在も既にそうですけれども、新築の場合については、やむを得ず自分で100万円～200万円かけて合併浄化槽を設置する、それをして新築しなくちゃならない、余分な建築費が掛かるというのが現実であります。

そういう今の現実をどう見ているのか、そこら辺をお聞きしたいと思うのです。

そこに定住していく上で、いろいろな障害の一つにもなって、そういう建設的な面も含めてですね、合併浄化槽を設置するための用地も確保しなくちゃならない、そういう人たちもいらっしゃるわけで、そういう点ではかなりの少子化に対する政策の面でも関連するような、定住が出来ないといった悩みを抱えている家庭もいらっしゃいます。

③は、最後になりますけれども、利根川の源流の町として、水源地の誇りを持って、汚水を河川には流さないようにするという、それで尚かつ自然環境を本当に豊かにきれいに維持していく、いわゆるどう保全するかということについて、非常に大きな課題が、みなかみ町にとってはあろうかと思えます。

そういう点で現在、下水道の普及が遅れている中で、町の下水道以外の汚水対策とか、計画というのは、ある程度、検討されてどのようになってきているのか、そこら辺をなければいけないのですけれども、重ねて質問して、率直な答弁をお願いしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) ただ今のご質問について、お答えいたします。

まず、企業誘致の関係については、若者が地域で働ける町づくりが大変に重要なことと認識しております。

みなかみ町における扇の要となります月夜野地区、特に上毛高原駅から月夜野町組、後閑に至る地域を町の中心として整備して行くことは、本町の発展に欠かせないと考えておるところであります。

現在進めております道路整備や駅周辺整備等の都市基盤整備を推進しまして、新たな企業誘致をさらに図って行くことについては、みなかみ町の魅力づくり、将来のさらなる発展に欠かせない事と考えております。

今、言われました企業誘致の一番の大きな効果としては、少子化対策であろうかと私は思っております。

少子化対策については、20年度中の出生数が124人ということでございます。

これが人口当たり5.77%と、群馬県下で36市町村中28位ということで非常に低位であります。

逆に人数で比較しますと、平成元年度280人(月夜野134人、水上73人、新治73人)、平成10年度218人(月夜野117人、水上42人、新治59人)と比べまして

も、近年ますます少子化が進展しているということです。

少子化対策をどうするかということにつきましては、非常に多様な要因が複雑に絡み合っておりますし、もちろん経済状況の反映だとか、生活の考え方の問題、若者層の意識の問題というのもあろうかと思えますけれども、何れにしても、若者がみなかみ町に住んでくれる、定住化というのが不可欠だと思っておりますので、そのための就労の場の確保が極めて大切だと思っております。

したがって、既存企業が活躍して雇用を確保する、増やす、そして多くの就業の場を確保して行くということは必要だと思っております。

ヤマキ株式会社の誘致につきましては、前町長の最優先施策として実施してこられ、今後、100～120人程度の雇用が創出できるというふうにヤマキからも聞いているところであります。既に初年度の採用に向けての内定が出ているということも聞いております。

1人でも多くの若者が就業でき、ここみなかみ町に定住していただき、安心して多くのお子さんを持てるよう、今後も企業誘致を最優先施策として取り組んで行きたいと思っております。

さて、具体的にヤマキ株式会社との協定内容についてということでございます。

協定の詳細が伝えられていないということだったようでございますけれども、内容をご説明いたしますと、立地場所、開発規模、造成土地の譲渡単価及び工場の着工可能な時期などを明記いたしまして、平成20年7月に町とヤマキ株式会社との間で協定を締結したものであります。

工業団地の造成が、いわゆるオーダーメイド方式であり、ヤマキ株式会社と町の相互が協力して、事業の遂行に当たり、また相互に尊重し協力するということが明記されておりました。造成の時期というものを明示して協定を結んだところであります。

当然のことながら、協定に定めのない事項については、相互協議をするということになっております。

さて、企業誘致と観光振興の関係についてお話しがございました。

企業誘致による観光の振興でございますけれども、直接申し上げますと、近年、工場の製造ラインを一般の方が容易に見学できるように施設を整備して、多くの見学者を集め、企業そのもののイメージアップ、そしてそこで生産している製品の理解につなげているという企業が増えてきております。

今般の協定、団地造成に関わる基本的な協定でありましたので、そういう部分についての、今申し上げたような設備の中に見学を容易にする方法をどう取るかといったことについては明記してありませんけれども、今後できる限り、ハード面といろいろな企画などのソフト面を含めて、見学者を増やす方法を取るよう要請すると同時に、町としても協力してやって行きたいと思っております。

さらに周辺産業、既存の地場産業、動き出したときの可能な限りの物品購入であるとか、事務用品であるとか、そういう物を地域で購入していただくといったことについては要請してきているところであります。

地域産業とのネットワーク化が図られれば、ヤマキの企業が来たということが観光振興に限らず、農業や林業、その他の産業振興につながり、波及的な雇用が発生するという点についても強く期待しているところであります。

なお、ヤマキそのもの、立地した企業における雇用については、企業との協定等に町民を優先して雇用して頂くというように明記するとともに、企業に対してまた別のチャンネ

ルでも出来る限り、多くの町民を雇用していただけるよう要望し続けて行きたいと考えております。

今、企業誘致の基準ということでお話しがありました。

法の基準、県の基準といったようなことでありましたけれども、必要であれば、また後ほど担当課より答弁いたさせますけれども、どういう企業を誘致するのかという、私の考えをまとめております。

どういう企業かということについて、特別にこういう企業でなければならないというふうには考えておりません。

場所によりましては、最先端企業の誘致を優先するとか、もちろん環境配慮要因はそうではけれども、環境企業そのものを誘致するとか、明記した工業団地等々ありますけれども、そういう考えは必要ないと思っております。

念頭においておりますのは、企業進出における雇用の拡大、そして、若い人が町内に定住するということを念頭において、企業の誘致を推進したいと考えております。

立地的には、新幹線の駅がある、そして高速道路が利用できる、位置的には首都圏の外縁に位置しているという非常な優位性があります。これらを活かし、こららに興味を示す企業、今企業の投資関係は非常に悪い状況でありますけれども、とは言えども、企業は常に新たな投資というのを行っておりますので、多様なチャンネル、県と連携して、県の「群馬ちゃん家」を活用するとか、民間の情報等々を活用しながら、幅広くみなかみ町の企業立地に対しての優位性というものを情報発信しまして、優良企業の町内誘致を推進して行きたいと考えております。

なお、工場適地につきましては、現在真政地区の「真政工場適地」約11ヘクタールがありまして、工場適地第1位として考えております。

しかしながら、財政の非常に厳しい状況でありますので、先行投資により工業団地を造成し、レディメイドの形で企業を誘致するということは財政状況からいって、非常に難しいと考えております。

したがって、都市計画道路等の整備計画を計画的に推進していく中で旧衛生センター跡地を活用する観点から、多角的にオーダーメイド方式として開発できますように様々な企業に対して誘致を図って行きたい、あるいは一部開始しているというのが現況であります。

また、あの土地だけではということもありますので、現況の土地の利用状況や各種土地利用規制などを勘案する必要がありますが、新たな工場適地を選定することも次の段階として必要になってきていると感じているところであります。

それでは具体的に数値の答弁の要求がありました法律、もしくは先般、制定いただきました条例に基づく株式会社ヤマキへ対する優遇措置であります。

2点、特に固定資産税に関連しまして、企業立地法に基づく課税の特例によります固定資産税の減免、そして、みなかみ町工業設置奨励条例による補助金交付という2本があります。

法に基づく課税の特例は、立地後に該当となる固定資産部分について3年間の課税を免除すると。免除するというのは町に入っこないという意味でありますけれども、この額について、土地が2団地に分かれております。山側と川側になりますけれども、法の制約から、取得の1年以内に建築が着手された土地に限り、法に基づく免除があるということですので、ヤマキが購入する土地の一部についてになります。

したがって、その総額を年間で計算しますと、その段階で3500万円程度と計算されます。これは投資額、若干の変更があろうと思えますし、着工時期などによって差が出てくる場合がありますが、企業立地法による課税の特例によって、固定資産税免除、これは3500万円程度と予測しております。

なお、この法によらない、よって免除できない固定資産税に関しては町の方が条例に基づいて奨励金ということで出すことができるということになっております。

その満額、上限額、これを計算しますと、概ね同等の3400万円程度と計算することができます。

したがって、総額でどうなのかということでもありますけれども、法に基づく半分程度の分の3年間、それから条例に基づきますもの、これについては3年経過後の2年間、そして元々法に該当しないものというのを入れておりますので、合計額で2億4千万円程度が見込まれます。

ここまでが、ご質問の主旨でありますけれども、少し触れさせていただきたいのは、固定資産税額、1～3年目は一部法により、それ以降5年目までは条例に基づき支援します。

ところが年間固定資産税総額がいくらになるかと、先程の計算と同等になりますが、7千万円程度であります。

したがって、これに法人そのものが納める町民税、それが年間200万円程度というふうに推計されます。

なお、個人町民税、先程、雇用の場ということで強調してまいりましたけれども、これの雇用者という者を当面、50名水準ということで計算いたしまして、500万円程度の個人町民税が計算できると考えております。

したがって、この累計でいきますと、年間7500万円～8千万円と見込みます。

したがって、これの5年分ということでもあります、約4億円ということ想定いたします。それ以降については、年間推計7～8千万円というのが定常的にヤマキが工場を閉鎖しない限り、雇用を切らない限り、町に入ってくると、長期的に見て、町にとって非常に有利だと、企業は来ていただきたいということでもあります。

なお、今の試算の中で、先程、議員の方から指摘がありましたけれども、そのことが周辺に対し、生活をして消費をし、そしてまた地域の活力を上げて行くと、これらの効果というものについては、まだそこまで整理をしていないというのが現況であります。

次に、公共下水道事業については、公共用水域の水質保全、それから生活環境の改善を目的として普及促進に努めているところであります。

下水道で処理する区域については規定をしており、面積も特定をされております。

全体計画面積は、913ヘクタールで、現在の整備済み面積が464.8ヘクタールと見込んでおりますので、面積進捗率が50.9％であります。

なお、それに対する下水道の普及率は45.2％でありますので、面整備、普及の向上について利用者に働きかけていきたいと努力しているところであります。

また、合併浄化槽の指摘がありました。合併処理浄化槽は、BODの排出が押さえられます。単独処理浄化槽に比較して、やはりこれは計算の仕方にもよりますが、排出量が約8分の1程度になるという計算もあります。

したがって、町としても、合併浄化槽に単独浄化槽から転換するよう指導、広報をやっているところであります。

包括的に水源地として環境保全にどう対応するかということについては、ご指摘の通り

でありますし、私も繰り返して申し上げますように、利根川最上流の町として、環境に配慮し、森林を守り、そして下流域すべての人のために水を大切にすること、実に大切であります。

理論的な計算だけをすれば、みなかみ町の人口で全部の負荷を利根川に流しても、前橋の浄水場に着いたときに前橋がせつせと下水を作った後、埼玉県で取っている水をどっちが水質が良くなるのだと、論理的な議論はあります。

しかしそうではないと、やはり上流の責任として、きちんとご指摘がありましたように、汚水は利根川に支流を含めて出さないということで、きちんと整備をして行くことは非常に大切でありますし、逆に県という単位でも、上流県群馬ということで合併浄化槽などを含めて、下水道整備率を上げるのだということで大変に力を入れておりますので、町としても最大限、促進して行きたいと考えているところであります。

議 長 (傳田創司君) 8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8 番 (穂苅清一君) 時間がありませんので、企業誘致の関係については、一つだけ再質問いたします。

雇用の問題なのですが、町長は確か選挙中の公開討論会の中で、300人の企業誘致による雇用ということで謳っておりましたけれども、それはヤマキを含めた他の企業誘致も考えた上での雇用なのかなと思ったわけです。

今の答弁の中でも、120人という鈴木町長の時から数字が出ましたので、そういうのであれば、それはそれでよろしいのですけれども、ただ私はその中身を非常に重要視するのです。

というのは、今、個人の町民税試算の中で50人ということで数字が出ていましたよね。

それで考えると、では120人のうち常用で確保する、いわゆる正社員というのは50人足らずなのかなというふうにも思ってしまうので、そういう点で今、承知のように大企業があちらこちらで、いろいろな労働問題に対しての紛争に巻き込まれているのですね、裁判にね。

それは何故かという、雇用契約が曖昧であったりとか、正規社員、工員というふうには昔は製造業については呼んでいたわけですがけれども、そういうのでなくて派遣とか、期間工とか、パートは昔からある言葉ですよ、それと請負というような非常に問題のある雇用関係が続いてきている。

その大元というのは、自民党、公明党が派遣法を改悪してしまったわけですね。11年前に、99年の時ですがけれども。それによって、製造業にも、その3年後にはどんどん派遣が搬入されてきた、いわゆる品物として運び込まれてくるという、人間扱いじゃないのですね、現実の問題を考えますと。

そういう点の問題が大きくクローズアップされてきているものですから、そういう雇用形態についての協定の中で盛り込まれる事案ではないと言われればそれまでなのですが。

やはり先程もいろんな形で要望もして行くということで言われましたけれども、そういう点でそういう問題をどう考えているかということですね、それが1つ。

公共下水道の関係については、私は都市計画法に基づく、いわゆる公共下水道工事をやるということについての見直しがあっても良いのではないかと、そう思うのです。

承知だと思うのですが、全国でそういう市町村が都市計画事業を変更しつつある

のですね。そういうデータはつかんでいると思うのですけれども。

地元では沼田市や昭和村などについては、合併浄化槽の設置を推奨しておりますし、昭和村などは設置費は全額村で負担しているようであります。

沼田市については、合併浄化槽交流のときに市が負担して、工事は市が施工しているケースもあります。実質的にかなりの金額を出して下さっているので、安心して、これはもちろん都市計画区域外の話です、区域内ではありません。そういうふうな話もありますし、太田市にもそういった事例が県内でも出てきております。

県外においては、いくつかの市町村がはきりと切り替えてしまっている所もあります。その具体的な切り替え方というのは、合併浄化槽の普及に努めて、それによって汚水も雑排水も浄化されて綺麗になってくると費用も掛からない、経費も掛からないわけですよね。

あるいはもう一つの方法として、実際にこの地域でも行われていますけれども、5～10世帯当たりでの農村集落排水方式というものも、公共下水道に替わる施設として、考える必要があるのではないかと、そういう点を追加で再質問したいわけです。

下水道特別会計などを見ても、非常に大変な状況だというのは分かります。

一般会計からも繰り入れされておりますし、20年前の施設はだんだん老朽化して、むしろそういった維持費もかなり掛かってくるかと思えます。

そういう点では税金は取られていながらも、恩恵に浴さない、そういう税に対する不公平感というのがあります。

ですから、区域外において、例えば、一つの例ですけれども、全額町村が負担して設置させるというようなことは無理にしても、それを全額、個人個人が負担をした上で、後で償還払いというような、個人の資産になるけれども、分割で安い金利でローン返済していくような形での設置もあって良いのではないかと、一つの案としてですね。そういう具体的な事について、若干、2つですね、よろしく申し上げます。

議 長 (傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 2点についてでございます。

300名なのか、100名なのかと、300名の確度の問題もありますけれども、ご説明したとおり、まずヤマキが投資するのは山側であると、川側が同じ程度、面積が空いておりますので、2期工事、3期工事と、まだ具体的なヤマキさんの計画はないようですが、あそこの企業進出については、今の規模の倍以上、つまり最終的には200名、300名という規模だということでもあります。

当面、第1期工事として、稼働いたします時点における人数というのを申し上げたところでございます。

なお、雇用については、内定が既に始まっていると申しあげましたけれども、ヤマキ本社の工場で1年間研修し、みなかみ工場の開業に間に合わせるということで、いわゆる中核な雇用者として、すでに雇用を開始しているということでもあります。

なお、先程の計算50名程度というのは、100名なり、120～130名という第1期の事を想定いたしまして、当然、本社から来る人間がいる、それから地域雇用の中で既に沼田の高校を卒業した沼田に住む高校生、渋川からの高校生という雇用も当然ございます。

これについては、地域の中で活力を上げていくということで、排除する問題ではないと思っていますけれども、町民税という計算になると、そのの所を控除させていただいて試算をさせていただいたということでございます。

次に都市計画区域の見直し、特に下水道整備に関してということだと思います。

現在の都市計画の設定の仕方、もちろん下水道整備というものを主要に考えて、昭和50年後半に設定されたというふうに理解しております。

それから整備が進んでいるわけですが、今急きょ見直すということになりますと、現在進んでいる下水道工事のつなぎ込みの効率の問題であるとか、いろいろと出て来ると思います。

見直しを全面的に否定するわけではありませんけれども、特に現況、どうしても見直しをしなければいけないという要因については、まだ承知しておりません。

もちろん農業集落排水を活用するとか、それから合併浄化槽については技術の進歩により、浄化性能や管理に要する経費、あるいは設置に要する経費がどんどん安くなってきていると、歴史的には、承知しております。

これについて、現在、補助制度もありますし、町などが設置して償還で返してもらったかどうかということですが、これは穂苺議員に限らず、他の議員の方からも案をいただいているところでありますので、本当にどこまで必要なのか、数量などを見極めながら、これから勉強するという段階ですが、前向きに検討したいと考えております。

議 長 (傳田創司君) 8番穂苺清一君。  
(8番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) ありがとうございます。

2つの質問について、基本的な事については意見が町長と一致する部分もありまして、細かい点について、今述べた訳なので、本当に住民の立場に立った姿勢で、今後も行政運営も重ねてお願いしたいわけです。

あまり言うとう長くなってしまうので、この辺で打ち切りたいと思いますが、最後に一つ、法人税の関係が出ましたよね、法人町民税を、ここでの収益が上がったものについて納付する場合については、当然ながら支店登記でもされていないと無理かと思うのですね。

単なる工場でということであれば、基本料金しか受け取ることが出来ないわけですし、現在、ヤマキが全国で8つの支店を持って、同時に営業所も8つ展開されているのもご存知だと思うのですね。資本金も22億円持っていた企業でありますし、大企業の部類に入るかと思えますけれどもね。ちゃんと地元で法人税が落ちるのか、そういったことを考えて要望なり、何なりする必要性も一つにはあるのではないかと思いますので、その点だけちょっとお考えをお聞きしたいと思います。専門的なことすみませんですね。

議 長 (傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) ご指摘の通りだと思います。

ヤマキさんと十分調整をして、町民税、法人税、どこかに納めるのであれば、みなかみ町でということに要請をしてみたいです。

---

議 長 (傳田創司君) これにて8番穂苺清一君の一般質問を終わります。

---

議 長 (傳田創司君) この際、休憩いたします。10時35分から再開いたします。  
(10時21分 休憩)

---

(10時35分 再開)

議 長 (傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**通告順序第7 1番 前田 善成 1. 小中一貫教育に向け専門教科の取り組み  
2. これからの体験学習地としての町の取り組み**

議長（傳田創司君） 次に、1番前田善成君の質問を許可いたします。

1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） 岸町長、就任おめでとうございます。

これからお世話になりますから、よろしくお願いします。

それでは議長の許可を得ましたので、通告にしたがい一般質問を行います。

小中一貫教育に向け専門教科の取り組み、これからの体験学習地としての町の取り組みの2点であります。

最初に小中一貫教育に向けた専門教科の取り組みについて。

町の教育計画では、小中一貫教育を各地域で行うことになっています。

小中の連携を密にし、子供はもちろん、教員の交流を活発にし、専門教科の先生が小学校に出向き、積極的に授業を進める事になりました。

現場では不安視する声もありますが、教育委員会が行った父兄へのアンケートでは、英語教育の早期実現への期待度が高いことなどから、今後も一貫教育を視野に入れ、実現可能にする方向で施設整備の検討もされています。

一般質問の答弁で、教育特区を申請せず一貫教育を進める事、現状の教員の状態では、小学校に専門教員を派遣するための人員まで手が回らない主旨の回答をいただきました。

父兄の期待に応え、「子供を育てるなら、みなかみ町」のスローガンを実現する方法、新学習指導に対応した一貫教育、新教育プログラムとの取り組みについてお聞きします。

次に、これからの体験学習地としての町の取り組みについて。

これからの教育は知識だけでなく、実践的で生活に密着した教育を子供に対し行う必要性が叫ばれています。

そのため、全国で体験学習の生徒を誘致しようと地域をPRし、地域性の高いカリキュラムを含む体験学習の講習が行われています。

みなかみ町も体験学習の講習の体験地になっています。現に地域の人の力に支えられた体験学習の講習を行っている地域もあります。

そこで、通年の体験学習、地域の特性・特色、伝統文化を利用した体験学習の取り組み、3ヶ町村が合併し、悪者のように言われたたくさんの運動施設や文化施設を利用した取り組み、源流の町を生かした体験学習を誘致するシステムや、その誘致につなげる方法について、お聞きします。

議長（傳田創司君） 教育長牧野堯彦君。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） 前田善成議員の質問にお答えいたします。

3月議会の一般質問の中で、前田議員が質問された、それに対する答弁と重複するところがあるかもしれませんが、また今、質問の中で答弁で用意したのも、もうすでに答弁されているものもごさいます。

その部分も重なるかもしれませんが、お答えいたしたいと思います。

本町の小中一貫教育につきましては、本年度は、これまで第1次、第2次と、2年度にわたりまして進めてまいりました小中一貫教育についての実践的な研究活動の成果を確認しあいながら、本年度第3次新教育プランとして設定し、その実践に当たってまいりました。

具体的に申し上げますと、水上地区では、水上中学校と水上小学校、幸知小学校の3校では、昨年度以来、中学校の教員が小学校の6年生、そして今年度は5・6年生を対象に外国語活動の授業実施をしております。

また、中学校の行事等に両小学校の児童が参加いたしまして、実践的な活動が水上地区では本年も行われました。

ただ、ご存知のように平成23、24年度と、小中学校の新しい学習指導要領が施行されるのに伴って、本年度から先行実施ということで一部学校の教育計画が変わってまいりました。それに伴って、先生方の授業時数が非常に増えたということで、昨年度できなかった算数、数学等の授業については本年度は出来なかったということでもあります。

したがって、本年度は外国語と行事等の諸活動に取り組んでいただきました。

また、新治地区では、これまでの成果を参考にされまして、新治中学校の先生が、新治小学校の方へ出かけて、英語、外国語活動に相当数、時間を頑張ってくださいました。

新治地区では授業だけでなく、諸活動も少し入れております。そんなことで新治地区でも連携が進んできているところであります。

また、月夜野地区においては、小学校3校と中学校という関係、地理的に見ても非常に大変な状況にあるわけですが、これも年度当初から、この3校が今のまま推進できるのは何かということで検討を進めておりまして、その準備にあたって、そろそろ具体的な案が出てきているところであります。

これらの実践に対しまして、新教育プランの業務の一つでありますアンケート調査によりますと、保護者、児童、生徒からは、「きわめて良い」という評価を得ているのは、議員ご指摘のとおりであります。

小中一貫教育のねらいは、9年間を通しての計画的、継続的な学習指導、生徒指導などを行うことによって、学力の向上を図ると共に、豊かな人間性、社会性を育てようと、それから学校間の、ここが大事なのですが、学校間の連携、接続等の改善を目指すのだということが大きなねらいであります。

そして、先生方、あるいは児童、生徒の交流をとおして、人間関係を深め、小中学校の接続をスムーズにすることによって、いわゆる「中1ギャップ」と言われる、たくさん不登校傾向の子供が出るのですけれども、こういうものをなくして行こうというのは、きわめて良い方法と考えられております。

そういうことによって、教育効果も確かなものになってくるという考えに基づいており

ます。以上の効果を上げるべく、実践のためには、どうしても先生の数が現状から考えると、必要になってまいります。特に本町においては、併設型ということで、学校がそれぞれ独立した中で進める関係上、特に先生方に空き時間というものがないと動けないという実態がありますので、そういう意味でどうしても先生方を確保することが大切になってまいります。

しかし、文部科学省においても、文部科学省が示す法的なもの、教育基本法、あるいは学校教育法においても、まだ小中一貫教育というのは法制化されていないわけでございます。中高一貫はされております。

したがって、まだ法制化されておられませんので、県費負担教員は配置されないという現実がございます。

さらにもう一つは、先程申し上げましたように、今後、授業時数が増加していくということ、それから、各小中学校、だいたい学級減がございます。

学級減がございますと、先生の数もまた減ってまいります。そういう現状の中で、非常に厳しいものがありますので、今度の新しい学習指導要領の一つの目玉のようによく言われております英語、外国語活動ですね、これにつきましては小学校の先生方が県の主催による小学校英語活動中核教育研修会等々に参加して、自分たちで英語活動が推進できるように、今、研鑽をしてるしているところであります。

先程来の小中一貫校のメリット、良さを考えたときに、やはり時には中学校の先生と小学校の先生、児童・生徒が交流するということは、そういう意味では非常に大事なことと考えたときに、県費の教員がいただけないということであれば、何とか町の方で独自に、マイタウンティーチャーという名前で呼ばれておりますけれども、そういう配置をいただければ、大変に有り難いというふうに思います。

ただ、学校運営等のこういう推進のために考えているわけですが、町の情勢、財政状況等を考えると、非常に厳しい中で、これから取り組んでいかななくてはならないというのが実態であります。

最後になりますが、教育委員会としても、今後とも教育環境等を検討しながら、議員の仰る「子供を育てるなら、みなかみ町」と言われるよう頑張っていきたいと考えております。議員の皆さんのご理解とご指導をいただければと思います。

以上持ちまして、答弁とさせていただきます。以上です。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 続けて、私の方からお答えいたします。

まず、私見でございますけれども、小学校、中学校、転校を繰り返していた個人としては、中1ギャップってそんなに強調する話なのかなと、率直には思っておりますが、有識者の方々の話や現実的に中1ギャップがあるということについても、重々承知しておりますので、ここのところは専門家であります牧野教育長の答弁ということで、その通りだと思っております。

さて、教育長の答弁の結びは、マイタウンティーチャー、財政が非常に厳しい中で、議

員各位のご指導をお願いしたいということでありました。

非常に財政が厳しいので、どうしても必要なのだけれども、財政当局がなかなか厳しいそうなので、議員の皆さんも一緒になって、町長に圧力をかけましょうという答弁だったと思っています。積極的に圧力は受けたいと思っております。

その中で一般論で申し上げます。

みなかみ町の教育現場、まだ承知しておりませんので、一般論で述べさせていただきますが、教員の時間が足りないということになると、加配、特配という議論が出てくるわけでございますけれども、学校現場はどうしても均一な教員増を想定し、言葉が適切かどうかは分かりませんが、ある意味で言うと、周りに開かれる度合いがもう少し足りないかなというような点も一般的にはございます。

その辺をよく相談しながら、いろいろな切り口で、何れにしても「子供を育てるなら、みなかみ町」と、小中学校教育というのは大変に重要でありますので、取り組んで行こうと思っています。

さて、少子高齢化が進む、町の現状におきまして、少子化対策を行うべく、昨年9月にみなかみ町子育て支援条例、主旨目的は子育て支援の施策を定めて、子育て環境を整備することにより、次世代を担う子供、保護者、地域の未来に希望が持てる社会の実現にするというのが目的でございますが、この理念に基づきまして、今後も子育てに関する諸施策を行ってまいります。

そのスローガンを実現するためには、特色ある子育て環境の充実を図る必要があろうと考えております。

一般的に子育て施策というものは、1として、経済的な支援、2として、保育や教育施設、安心・安全の確保などの環境整備、3として、子育て支援のための各種相談事業や教室の開催、支援のための仕組みづくりなどのソフト事業があります。

まず第1の点については、経済的な支援として、中学生以下の季節性インフルエンザの補助・出産祝金や入学支援金の支給などを町独自で行ったところであります。

環境整備としては、小中学校校舎の耐震改築については積極的に取り組んでおりますし、幼保施設の遊具の計画的な改修等を随時行ってきているところであります。

ソフト事業としては、乳児相談、親と子の料理教室・子育てサークルなどを行ってきたのに加えまして、今後は特に4月から開設しました町の子育て支援センターを中心としたソフト事業の充実を図り、具体的には地域で行う子育て支援ボランティアの発掘と組織化、町内各地で行います交流広場的な事業の開催など、また保育所の一時預かりや幼稚園の延長保育の拡充、町図書室の図書の充実など、保護者の要望を視野に入れながら、事業展開を進めて行きたいと考えております。

先程申し上げましたので、ここは飛ばしますが、企業誘致も「子供を育てるなら、みなかみ町」ということにつながってくると確信しているところでございます。

もう一つ、体験を通じた学習という点でございます。

今の子供たち、人間関係がうまく作れない、集団生活に適應できない、物事に創意を持って取り組む意欲が欠如しているといった教育課題が指摘されているところであります。

自然や地域社会に関わる機会が減ってきている、あるいは集団活動の不足、違う年齢の子との接触の経験が少ないといった事が挙げられていますが、自然や地域社会、歴史、文化などと係わる体験学習、そして、子ども同士の集団活動、体験活動による達成感の実現といったことについて、非常に効果があると、したがって農家の方であるとか、他世代の方の接触というものについては強調していく必要があるのだろうと思っています。

どう進めるかということについては、「子ども農山漁村交流プロジェクト」、これは農林水産省、文部科学省、総務省の3省が平成19年に立ち上げたところではありますが、目標は全国の5年生120万人を農山漁村で体験活動させようということでもあります。

みなかみ町観光協会の中に「みなかみ町教育旅行協議会」を設立いたしましたして、本格的に取り組んできているところでございます。

町内には、そういう意味で体験していただく施設や機能というのがたくさんありますし、下流域の都市等を中心として、そのような実績も上がってきています。

ぜひ今後とも、協調して取り組んで行きたいと思っていますところであります。

1 番前田善成君。

(1 番 前田善成君登壇)

1 番 (前田善成君) 最初に一貫教育のことについて、再質問いたします。

今、教育長が言われたように、小中一貫教育については法令化されていません。

そこで先生が派遣されていないということもよく知っています。

国は、その事を踏まえて、小学校1年生から英語教育をして、英語の教育を9年間で授業に採用する、「構造改革特区」というものを小中一貫教育の利点として挙げています。

小さい時から絵本や歌を使って、音声を言葉として受けとめやすい時期に英語を始めると、英語を伝えようとするボディランゲージ力が高まって、日本語の力もコミュニケーション力が上がってくるという研究報告がされています。

小学校の先生の50%が、英語教育に対して不安を感じて、80%くらいの先生が近隣の中学校との連携について不安を感じているというアンケート調査もあります。

そこで保護者に関心の高い英語の授業を可能にする「英語教育の教育特区」について取り組む考えがあるか、お聞きしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 教育長牧野堯彦君。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

教 育 長 (牧野堯彦君) 教育特区については、前回の3月議会で前教育長がお答えしていると思いますけれども、英語特区についても、全く私は同じ考え方をしております。

まず一つは、小学校の英語は外国語活動という名前で、5・6年生が新しい教育学習指導要領に決められております。1～4年生まではないのです。

学校の努力で、そのような活動を現在行っているのがほとんどになってきました。この地域でも、小学校1年生から全部、外国語活動ということでやっているのは5・6年生なのですけれども、名前を変えてそのような活動をやっているのが実態であります。

中学校の英語教育とは、本質的に違うものなのだというのが文科省の外国語活動と英語教育は違うのだという考え方でありまして、小学校の先生が不安を持つのは、中学校の英

語教育みたいな指導はできないということについての不安を持っているというのが実態でありまして、いわゆる英語、外国語活動で子供たちとゲームをしたり、お話しをしたり、コミュニケーションをするという力を付けるということについては、次第に慣れてきているという部分があるかと思えます。

そんなことで私は敢えて、1～6年生まで英語教育ができるということについては、どうなのかなという考え方を持っています。併せて、特区と同じで隣の町の先生方、あるいは沼田市の先生方、これらは人事上、一つで動いておりますので、隣の町から来た先生が全く違う負担を感じていくような状況だとか、あるいはここから出ていった先生が、違う所で、また感じが違うとか、また子供たちが他の地域の子供たちと幾分違っているというふうなこと、これはまだ時期尚早ではないかと私は考えますので、特区申請ということは前教育長と同じように、しばらく尚早だと考えております。以上です。

議 長(傳田創司君) 1番前田善成君。

(1番 前田善成君登壇)

1 番(前田善成君) 今、教育長がお話しされたように、小学校で2011年から、担任教師が週1時間、年間で35時間程度、5・6年生で英語を教えるようになりました。これは英語を教えるのではなくて、おそらく他文化に対しての自分たちの違和感を持たないような教育の一環として、これを採用していくという事で入れられているということも知っています。

確かに1・2年生から英語教育をするのは、是々非々の議論があると思いますが、近隣のアジアで考えれば、韓国では1997年、タイで1996年からCDや画像を使って、英語の授業を義務化しています。

特に小学校の先生では、英語を自分たちの専門として取っている先生は、全体の3%に過ぎず、ALTとか、英語ノートをあてにして、この授業をやろうとしている先生達が大部分だと聞いています。

ただ、政権が代わりまして、事業仕分けでこの事業が採択されない可能性が出てきています。そこで先程、言ったような「子供を育てるなら、みなかみ町」を自負する本町で、そのことに対して、どういう考え方で取り組んでいくかについてお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 教育長牧野堯彦君。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

教 育 長(牧野堯彦君) 先程、申し上げましたように、取り敢えずと言いますか、今の現状の中では中学校の先生にまず時間を作っていただいて、中学校の先生による、専門家による英語活動をとおして、英語に馴染んでいただくということ、あと小学校低学年については、特に学校の実情に合わせて、学校でやっていける範囲の中で英語活動、英語に親しんでいく方向で努力をしていただくということでお願いをしていきたいと思っております。

また、それに相応しい教材等もいろいろ開発されてきておるようでございます。

教育センターなどからも、「楽しい英語」という物がWEBで流されていたり、それぞれいろいろな所から新しい教材開発がなされてきておりますので、そういう事も検討しながら、また校長会等で検討しながら、新しいこれからの方向性に向かって、活用できるもの

は活用していきたいと、そんなことで実を上げていきたいと考えております。

特別に変わった、こういう事を目立つようにやりましょうという事は、今のところ考えておりません。しっかりした教育課程を実施していただくというふうにして、お願いしたいと思っています。以上です。

議 長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

（1 番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 英語の参考に、英語の授業で使えるような、英語のそういう楽しい教材を利根沼田の方で作っている方もおられるので、そういう物も参考にさせていただいて、そういう方々が、今利根沼田の経済人の中で、チャレンジ50という取り組みがあります。

運動が出来る子供達と同じように、学校で成績の良い子供達をみんなで表彰してやって、将来、外国に出て行けるような、そういう所で活躍できる子供たちをつくって行こうという取り組みも本当に出来ています。

今、杉並区などでは、「教育立区」ということで、教育を目玉にして人口増加というのを図っています。当町にとっても、教育ということは、どこでも関係ありませんから、人口増加の一環として、小中高、幼稚園を含めた、幼稚園から中学校までの一貫教育で「子供たちの教育はみなかみ町」と言われるような町おこしに積極的に使えるプログラムを考えていただくことを望んで、最初の質問を終わりたいと思います。

2として、体験学習の方ですが、人は価値観やイメージを守ろうとして、「心の壁」というのを作り、自分で壊せないのですけれども、他人には下げてもらえる事ができるという、そういうものを利用しながら、人前で話すのが苦手な子ども達に、コミュニケーションをアップさせる、スキルアップさせるような手助けが出来る人たちによって、体験学習を体験させ、グループの共通した体験を通して、「気づき」というものを感じていただき、他人と分かち合っ、次の行動につなげる「循環過程」というものを芽生えさせるために、子供達に体験学習をさせています。

体験学習の最大の目的は、生きる力を知識や技能に結びつける事です。

それを実現させるために指導するファシリテーターの存在がすごく大事になってきます。

このファシリテーターというのは、実際にはいろいろなプログラムの中で、おざなりになっていますが、このファシリテーターを自動車の教習所の教官のように前面に立てて、そのファシリテーターの存在によって、体験学習の集客を行うと。

例えば、農業従事者で地元の歴史や昔話を語れる老人を登用するとか、森林整備隊の隊長を利用する、人形浄瑠璃や歌舞伎、だいたいなどの会員を活用して、子供たちや、その親に人間としての知恵を教える、そんな取り組みについて、考えていただけるかどうか、お聞きします。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 体験やグループ活動を通じて、まさに生きる力を涵養すると、経験の中でそういう力が付いてくると、まさにご指摘の通りだと思います。

今、ファシリテーターの話がありました。子供の体験活動、地域の文化であるとか、そういうものを含めて、子供たちの活動を刺激する人、ファシリテーター。

なるほどなと思っておりますけれども、少し通じる話だと思うのでさせていただきますが、エコツーリズム谷川岳を何とかやって行きたいという時に、やはり一緒に歩いて、その場所を教えてくれて、何なのかということも教えてもらうことによって、非常に楽しく、そして身に付くというのと、いわゆる子供たちが体験活動をやる時に、その効果を最大限に発揮できるように、その場、その場で率先してやって行くということは大切だと思っております。

先程、答弁の途中になりましたけれども、ひとまず、みなかみ町で体験学習を含めた教育旅行を受け入れて行くということで、教育旅行協議会を立ち上げたということでもあります。

この活動の中から、推進に努めていくということですが、それから一步進めて、地域文化の話もあるでしょう、自然観察の人もいるでしょう、あるいはその他のスポーツ体験もあると思います。農業体験ももちろんございます。多様な方がいらっしゃいますので、指導できる人もいらっしゃいます。それらの方を組織していくということを次の段階としてやってもらえるように、教育旅行協議会と相談してみたいと思っております。

議長(傳田創司君) 1 番前田善成君。

(1 番 前田善成君登壇)

1 番(前田善成君) 全国的な体験学習のプログラムというのは、町長から先程ありましたように、農水産業に関してのものが多いです。

ただ、その中で、例えばスポーツクラブだとか、運動施設を利用した合宿体験だとか、福祉と病院の看護体験などを実践している場所もありますし、子育て支援のグループによって、紙芝居だとか、そういうものを利用した体験学習をやっているものもあります。

特に当町は、水源の町ということを強調していますから、ダムを利用した体験学習というものも本当に考えて行ければ、みなかみ＝水源みたいなイメージにつながっていくことだと思います。

また、例えばですが、伝統文化というのはどうしてもお金が掛かります。維持するのが大変です。

だから、歌舞伎やだいたい、浄瑠璃、特に太鼓のようなものは、各地でいろいろな所で講演をしています。その講演をするためのお金が必要になってきます。そこでこういうものを利用して、指導者として指導してもらう代わりに報酬をやる、そういう方策も一つ考えていただきたいと思っています。

今、現実に月夜野でスポーツクラブだとか、旅館の皆さんが協調して林業だとか、医療だとか、体育施設を複合的に体験できるプログラムを作っています。

神奈川や東京の塾のグループ、それとJリーグの育成教育グループとタイアップして、塾の生徒は4000人程度、Jリーグの育成生徒は6000人ぐらいの誘致をしようと今頑張っています。こういうものを頑張っている人たちもいますので、そういう人たちに空いている学校等の施設を利用させる、そこにファシリテーターが常備して、そこでいろいろなものを体験させてやれる、そういうことになれば、歌舞伎だとか、太鼓だとか、だいたいだとかいうものが常時、体験できるプログラムが可能だと思います。

また、1万人程度の宿泊が来たとしても、7000～8000円の宿泊費です。

民宿だけだと、どうしても足りなくなってきました。そこで廃屋になっているホテルを上手いこと利用して、そこを体験施設として利用すること、それを利用すれば、債権者と交渉が可能だと思いますので、そういうことも加味してもらいながら、プログラムを進めていっていただける考えがあるか、お聞きしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 今、体験学習を広げていったときの理想形、最終形をご指摘いただいたと思っております。

一番最後のホテルの再建にまでつながるかどうかにについては保留させていただきますけれども、確かに言われるように、今教育旅行というときに何をやるかということ、小学校5年生に農業体験と林業体験という言われ方をしています。

もちろん、みなかみ町に来ていただければ、その中で伝統工芸、伝統芸能に触れることも、そして当然のことながら、その5～6日間居る中で、太鼓の経験をする、それから地域の本当の伝統文化に接触する、そういうものもきちんと計画として組み入れるということは必要だと思います。

先程、申し上げましたように、国でターゲットにしていますのは5年生という事でご説明しましたけれども、先程からご指摘がありますように、教育長に怒られますけれども、今や都会では、「学校に行かなくても良いから、塾に行け！」とされているように、塾のチャンネルというのは非常に強固なものがあると思います。

学校と違って、塾というのは父兄の送り迎えもあるので、父兄同士も結構接触があるというなことで、そのチャンネルを使って、そういう子供たちにいわゆる体験、教育旅行と同等のものをやらせるということは、良い視点だと思います。

どのような計画があり、どのように実現できるのか、町としても一緒になって積極的に勉強していきたい、検討していきたいと思います。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 最後に、子供たちが地元に戻ってくるのは、やはり地元の伝統文化に触れて、お祭りだとか、ちょっと前に十日夜があったりとか、これからは、どんど焼きがあったりだとか、そういうことが楽しい思い出になっていけば帰ってくるし、そういう楽しい思い出を都会の子供たちにもさせてあげる、本町は今言ったような総てのプログラムが体験できる、そういう珍しい町でありますので、その特性を活かして、なるべくそういうものをアピールして、町おこしの一つに本当にしていただきたいという要望をお願いいたします。

それから最後にですが、これは私事になるのですが、コケイン症候群の難病指定を求める署名を皆さんにさせていただきました。

8月に政権が代わって、来年1月に署名を提出することになりましたが、全国で14万人、群馬で4万人、利根沼田で8千人の署名が集まりました。

10月より難病指定扱いになりましたので、この場を借りて、関係各位と町民の皆様

御礼申し上げます。有り難うございました。  
これで一般質問を終わりたいと思います。

---

議 長（傳田創司君） これにて1番前田善成君の一般質問を終わります。

---

議 長（傳田創司君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

## 休会の件

議 長（傳田創司君） 以上で、本日の議事日程第2号に付された案件はすべて終了いたしました。  
お諮りいたします。  
明12月11日から、12月17日までの7日間は議案調査のため、休会にしたいと思  
いますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、明12月11日から18日までの7日間は、休会とすることに決定いたしまし  
た。

---

## 散 会

議 長（傳田創司君） 12月18日は、午前9時より会議を開きます。  
本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 11時16分 散会 ）